第一種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年十一月十七日をもって第一種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年十月十七日

東京都品川区北品川一丁目一三番七号

ＦＸコーポレーション株式会社

代表取締役　助川　誠之

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億四千二百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000200/h9f1/

平成二十六年十月十七日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング　南関東特定目的会社

取締役　石田　英俊

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金九億七千八百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000340/93zj/

平成二十六年十月十七日

東京都千代田区麹町二丁目五番三―四〇四号

海インベストメント特定目的会社

取締役　東　俊三

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千万円減少し、また優先出資五千万口を一口につき金一円をもって消却することに致しました。消却に要する金額は金五千万円とし、効力発生日は平成二十六年十一月十八日を予定しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月十五日

掲載頁　六十二頁（号外第八十五号）

平成二十六年十月十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩツー

取締役　野坂　照光

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資二十一億六千五百万口を二十一億一千五百万口に消却することに致しましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十一月十八日までに当社にご提出ください。

平成二十六年十月十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩツー

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七千万円減少し、また優先出資七千万口を一口につき金一円をもって消却することに致しました。消却に要する金額は金七千万円とし、効力発生日は平成二十六年十一月十八日を予定しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月十五日

掲載頁　六十三頁（号外第八十五号）

平成二十六年十月十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩツー

取締役　野坂　照光

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資四十一億九千五百万口を四十一億二千五百万口に消却することに致しましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十一月十八日までに当社にご提出ください。

平成二十六年十月十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩフォー

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二千万円減少し、また優先出資二千万口を一口につき金一円をもって消却することに致しました。消却に要する金額は金二千万円とし、効力発生日は平成二十六年十一月十八日を予定しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月二十一日

掲載頁　五十五頁（号外第八十九号）

平成二十六年十月十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩシックス

取締役　野坂　照光

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資六億四千百万口を六億二千百万口に消却することに致しましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十一月十八日までに当社にご提出ください。

平成二十六年十月十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩセブン

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を五千二百五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000433/qjej/

平成二十六年十月十七日

東京都千代田区麹町二丁目五番三―四〇四号

太陽インベストメント特定目的会社

取締役　東　俊三

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を六千五百五十五万円減少して十七億三千五百万円とし、発行済優先出資一千三百十一口（ただし、Ａ号優先出資につき一千百口）を消却することにいたしましたので、右消却に係る当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十一月十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十月十七日

東京都千代田区麹町二丁目五番三―四〇四号

太陽インベストメント特定目的会社

取締役　東　俊三

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を六千五百五十五万円減少して十七億三千五百万円とし、発行済優先出資一千三百十一口（ただし、Ａ号優先出資につき一千百口）、Ｂ号優先出資につき一千百口）を消却することにいたしましたので、右消却に係る当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十一月十八日までに当社にご提出下さい。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000433/qjej/

平成二十六年十月十七日

東京都千代田区麹町二丁目五番三―四〇四号

太陽インベストメント特定目的会社

取締役　東　俊三

訂正公告

平成二十六年十月十四日（号外第二二七号）掲載の解散公告中小郡市建設業協同組合の解散公告中、「福岡県小郡市小坂井」とあるは「福岡県小郡市小板井」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年十月十七日

福岡県小郡市小板井高見下四六八番地の一一

小郡市建設業協同組合

代表清算人　田中　正孝

訂正公告

平成二十六年十月十四日（号外第二二七号）掲載の解散公告中小郡市建設業協同組合の解散公告中、「福岡県小郡市小坂井」とあるは「福岡県小郡市小板井」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年十月十七日

福岡県小郡市小板井高見下四六八番地の一一

小郡市建設業協同組合

代表清算人　田中　正孝

訂正公告

平成二十六年十月十五日掲載のパナソニックプラズマディスプレイ株式会社に係る資本金及び準備金の額の減少公告中、総会の決議日「平成二十六年十一月三日」とあるは「平成二十六年十月三日」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年十月十七日

扱　店

正

ページ	段	行	誤	正
三二	四	二（終りから）	zafiral-	zafir al-
〃	〃	〃	zafiral-	zafir al-

◉号外　十月十七日付第二三〇号九
月十五日付衆会第一八号二

六ページ●同日付政府調達第一九五号三三ページ●四
四ページ

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二六四円（本体二五〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）